

# 2019年度 生徒指導部一いじめ防止対策委員会年間計画

## 1. 目標

いじめが人権侵害であることを理解させ、望ましい人間関係を確立する。  
～ 人権の視点に立った指導をめざして ～

## 2. いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。なお、起こった場所は学校の内外を問わない。

## 3. 基本方針

### （1）いじめ防止対策の基本的な考え方

- ・ いじめは、その子どもの将来にわたって内面を深く傷つけるものであり、子どもの健全な成長に影響を及ぼす、まさに人権に関わる重大な問題である。全教職員が、いじめはもちろん、いじめをはやし立てたり、傍観したりする行為も絶対に許さない姿勢で、どんな些細なことでも必ず、親身になって相談に応じることが大切である。

### （2）いじめ防止対策委員会の組織体制

- ・ 全教職員が危機意識を高め、いじめの早期発見に努める。生徒指導委員会とは別に気になる事象については、互いに伝え合える雰囲気づくりを心がける。
- ・ いじめの実態把握を組織的に行い、いじめ防止やいじめ解決への方針を決定し、指導・支援を実施する。必要に応じて、スクールカウンセラーなどの関係機関との連携をはかる。

### （3）いじめ防止教育の推進

- ・ 全教育活動を通して意図的・計画的に、相手を思いやる心や自他の命を大切にすることをはぐくみ、「いじめを許さない心情」を育てるとともに、いじめを起こさない環境づくりに努める。
- ・ 日々の人権教育・道徳教育を通して、実践力の育成に努める。
- ・ 「いごこちのよいクラスにするためのアンケート」を実施し、児童や学級の実態把握に努める。

（1年生の1学期は、発達段階に応じて実施するかを検討する。）

	アンケート実施期間	活用
1学期	5月	いじめ防止対策委員会で交流
2学期	9月	いじめ防止対策委員会で交流
3学期	1月	いじめ防止対策委員会で交流(クラス分けに活用)

(4) いじめ発見時の対応

- ・ いじめの疑いがある場合、ささいな兆候であっても、早い段階からの的確に関わる。
- ・ いじめの事実確認においては、いじめの行為を行うに至った経緯や心情などをいじめている子どもから聞きとるとともに、周囲の子どもや保護者などからも詳しく情報を得て、正確に把握する。
- ・ いじめが認知された場合は、いじめられている子どもの苦痛をとりのぞくことを最優先に迅速な指導を行う。
- ・ いじめ解決に向けては一人で抱え込まず、複数の教職員で関わり、決定した方針に基づき、学年及び学校全体で組織として対応する。

(5) 再発防止

- ・ 解消したように見えるいじめの中には、再発したり、加害・被害の関係が逆転したりする場合もあるので、継続して経過観察を行い、折に触れて適切な指導を行う。
- ・ いじめ防止対策プログラムを活用する。

## ○いじめに関する共通理解

- (1) いじめは人権を侵害する行為で、人間として絶対に許されないという認識を一人ひとりの児童に徹底して持たせる。
- (2) いじめられている児童がいじめを告げたことによって、いじめられるおそれがあると考えている児童を徹底して守り通すという毅然とした態度を日頃から示す。
- (3) いじめをはやし立てたり【観衆】、見て見ぬふりをする【傍観者】行為もいじめの行為と同様に許されない。また、いじめを止めたり【仲裁者】、大人に伝えたりすることは正しい行為であるという認識を児童に持たせる。
- (4) 学校教育活動全体を通して、お互いを思いやり、尊重し、生命や人権を大切にすることを育成し、生きることの素晴らしさや喜びについて適切に指導する。

### 【長坂小 いじめ指導 四原則】

- ①人権の視点に立つて。 ②するを許さず。 ③されるを責めず。 ④第三者なし。